

学童保育室延長利用申込書

令和 年 月 日

（宛先）高槻市長

住 所
申込者
（保護者）
氏 名

学童保育室の延長利用をしたいので、次のとおり申し込みます。

ふりがな		学童保育室
入室児童氏名	(学年)	
利 用 開始月	令和 年 月	
申 込 理 由		

※ 学童保育室延長利用について

就労証明書等で「帰宅時間」が午後 6 時を超えると認められる場合に延長利用が可能です。

1 帰宅時間とは、下記の時間を指します。

① 就労で自営業の場合 …………… 就労証明書で「従事終了時間＋自宅から職場までの時間」

② 就労で自営業以外の場合 …… 就労証明書で「勤務終了時間＋自宅から職場までの時間」

③ 就学の場合 …………… 「時間割の授業終了時間＋自宅から学校までの時間」

2 就労証明書等では「帰宅時間」が午後 6 時を超えると認められないが、実際には恒常的な残務等の理由で帰宅時間が午後 6 時を超えている場合には、その具体的な状況と職場の責任者の証明を「申込理由」欄に記入いただくことにより、要件ありとみなします。

記入必要内容 ① 残務等の状況（恒常的に一日一時間 等、具体的に）

 ② 証明者の役職・氏名・印（個人印可）

延長保育の利用申込みについて（ご案内）

高槻市では、延長保育を実施しています。利用を希望される方は、下記のとおり申込みをお願いします。

1 延長保育の対象児童

高槻市立学童保育室の入室児童で、保護者の就労等により午後6時以降も保育に欠ける児童が対象です。

なお、延長保育の利用申込みについては、以下の2点が必須要件となります。

- (1) 児童の保護者の就労または疾病等の理由により、**午後6時以降の保育に欠けていること。**（申込書下欄参照）
- (2) **延長保育時間終了時まで、児童の保護者等による迎えが出来ること。**

2 延長利用実施日 及び 延長利用時間

月曜日～金曜日の学童保育実施日の**午後6時～午後7時まで**（**土曜日の延長保育はありません。**）

3 児童帰宅時の迎えについて

必ず保護者等の迎えが必要です。**午後7時までに迎えが出来ない児童の利用はできません。**

※ 午後7時時点でお迎えがない場合、翌日以降の延長利用をお断りすることがあります。

4 延長保育料 … 月額1,500円（通常の保育にかかる保育料と同様に減免制度があります。）

5 延長保育利用申込方法

延長保育の利用申込みをするときは、原則、**利用を希望される月の前月20日までに**、「学童保育室延長利用申込書（様式第2号）」に必要事項を記入の上、子ども青少年課窓口（市役所総合センター8F）へ提出してください。

申込書類は、子ども青少年課窓口に備え付けるほか、高槻市ホームページでもダウンロードできます。

延長保育に関するQ&A

Q1 延長保育の利用をやめたいときは？

延長保育の利用中止は、指導員へお知らせいただき、原則、**利用中止される月の20日までに**、「学童保育室退室等届出書（様式第3号）」に必要事項を記入の上、子ども青少年課窓口か学童保育室に提出してください。

Q2 延長保育の利用日、迎えの時間の調整はどうしたらいいの？

学童保育室に連絡帳・電話などの方法により事前に連絡をお願いします。

Q3 延長保育の利用申請をしているにもかかわらず利用が少なかったとき、1か月間全く利用しなかったときの延長保育料はどうなるの？

延長保育料は、通常の保育料と同じく月額設定となっており、**その月の利用が少なかったときや利用しなかったときも延長保育料はかかります。**翌月の延長保育の利用予定が見込まれない場合は原則、当月20日までに延長保育利用中止の届出を行ってください。（上記Q1参照）

Q4 延長保育の申込みなしに、当日利用することは可能ですか？

延長保育については、事前の**利用申込みがなければ利用できません。**

Q5 特定の月だけ延長保育の申込みをすることはできますか？

保護者の業務繁忙期や日没の早い時期のみの利用など、特定の月のみの利用も可能ですが、**利用の期間ごとに申込み（と中止の届出）が必要**となります。

年度途中の延長保育申請の場合、指導員配置等の保育上の安全確保のために必要な環境が整うまで時間がかかることがあります。また、申込みには帰宅時間の確認のため、就労証明書等の再提出が必要な場合があります。

Q6 延長保育時の安全確保については？

日没後の児童の安全確保の観点から、**迎えの出来ない児童の利用はできません。**

児童の引渡しは保護者か、事前に把握している代理の方に引き渡します。お迎えに来られる方については、連絡帳や安全カードの連絡先等に記入し、事前に届け出ていただきます。

児童の迎えは、原則保護者に行っていただきますが、祖父母などの親族、他の入室児童の保護者による迎え・ファミリーサポートの利用をしていただくこともできます。

ただし、未成年者による迎えについてはお断りしております。

なお、迎えは学童保育室まで直接お越しください。